

主な関係法令と所管課のご案内

歴史的風土特別保存地区内において、古都保存法に掲げる次のような行為を行う場合の多くは、表にある他の法令に基づく手続きも併せて必要となりますので、それぞれの所管課へご確認ください。（表中の○印のある行為について、該当する法令の手続きが必要となります。）

	風致地区条例	宅地造成等規制法	建築基準法	屋外広告物条例	文化財保護法	森林法	
所管課及び 電話番号 (代表)	鎌倉市 都市計画部 都市計画課	鎌倉市 都市計画部 開発指導課	鎌倉市 都市計画部 建築指導課	鎌倉市 景観部 景観課	鎌倉市教育委員会 生涯学習部 文化財課	伐採届 鎌倉市 景観部 みどり課	保安林 林地開発許可 神奈川県横須賀 三浦地域県政総 合センター 地域農政推進課
行為の内容	0467- 23-3000(代)	0467- 23-3000(代)	0467- 23-3000(代)	0467- 23-3000(代)	0467- 61-3859(直)	0467- 23-3000(代)	046- 823-0210(代)
建築物その他 の工作物の 新築、改築又 は増築	○	○	○（移転、大 規模な修繕、 大規模な模様 替を含む）	—	○	森林法には、「保安林」、「林地開発 許可」、「伐採届」の制度があります。 行為制限等内容は、それぞれ異なり ますので、詳しくは上記所管課へご 確認ください。	
宅地の造成、 土地の開墾そ の他の土地の 形質の変更	○	○	—	—	○		
木竹の伐採	○	—	—	—	—		
建築物その他 工作物の 色彩の変更	○	—	—	—	—		
屋外広告物の 表示又は掲出	—	—	—	○	○		

なお、行為の具体的内容によっては、上記以外の法令による手続きが必要な場合もあります。

次世代に古都の歴史的風土を伝えていくために・・・

長い歴史の中で育まれてきた古都鎌倉の風土は、この地を愛する皆様方のご尽力のもとに守られてきました。この大切な歴史的風土を次の世代に伝えていくため、今後とも、ご協力をお願いします。



■古都保存法に関する相談・問い合わせ先

鎌倉市都市計画部都市計画課風致担当 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話0467-23-3000（代表）

逗子市環境部緑政課 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

電話046-872-8123（直通）

神奈川県環境農政部緑政課緑政推進班 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話045-210-4310（直通）

このパンフレットの内容は、国土交通省都市・地域整備局発行「古都保存の概要」を一部引用しています。



平成19年3月

